

※必ずお読み下さい！

申請者交付用

【家庭内家具等固定申請者の皆さんへ】

- 1 『テレビ（主に使用しているもの）』、『冷蔵庫』は災害時に重要な役割を担うことから**必ず固定を実施**し、これに3台までの家具等を加えた**最高5台（※1）**までとします。（『テレビ（主に使用しているもの）』、『冷蔵庫』を固定しないと補助の対象外になります。）
- 2 申請者が、家具等の固定作業完了を確認したものに対しては、市及び固定作業実施者は以後の変更や移動は行いません。
- 3 家具等の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。従って、固定した家具等の転倒による被害の損害賠償責任は負いません。
- 4 家具の固定に際して、事前打ち合わせと固定作業時には、必ず家人が立ち会って下さい。
- 5 借家・アパート・市営住宅等を退居する場合、固定家具等の取り外しは各自の責任において、現状に回復して下さい。
- 6 鉄筋コンクリート造りの集合住宅や鉄骨のアングルを組み立てた住宅は、金具の取り付けが困難で固定できない場合がありますのでご了承下さい。
- 7 家庭内家具等固定申請は、1世帯につき1回限りです。
- 8 家具等の固定は御殿場小山建築業組合連合会に、普段の業務の合間に、安価に実施できるよう協力してもらっています。したがって申請から実施までの期間、待っていただく場合があります。

裏面もあります 

◎作業当日までに次のことについてお願いします！

- ・ 申請した家具等を現在の位置から移動して固定する場合は、事前に移動しておいて下さい。
 - ・ 申請した家具等の周辺を片付けておいて下さい。
- ☆ 申請者の費用負担があります。（作業確認後に直接、固定作業実施者に負担金をお支払いいただきます。）

○家具固定作業に係る費用

	詳 細	申請者負担額	
		一般世帯	高齢者世帯等※2
2台固定	テレビ1台・冷蔵庫1台	2,400円	720円
3台固定	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等1台	2,700円	810円
4台固定	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等2台	3,000円	900円
5台固定	テレビ1台・冷蔵庫1台・家具等3台	3,300円	990円

※1 5台を超えた分については、申請者の全額負担となります。

※2 高齢者世帯等とは、高齢者世帯（65歳以上のみで暮らしている世帯）、障害者1・2級(同居)世帯、介護保険要介護3以上(同居)世帯、母子(父子)世帯のことです。

【問い合わせ先】

御殿場市役所 危機管理課

☎ 82-4370